**合意書**

　（夫）○○○○（以下「甲」という。）と（妻）○○○○（以下「乙」という。）は、以下の事情が存するため、次のとおり合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

【事情】

乙が、甲の面会交流の請求に応じない。

第１条（面会交流）

乙は甲に対し、今後は月１回程度の割合による甲と長男○○及び次男○○との面会交流を履行することを確約する。

本合意書締結の証として、本合意書２通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各１通を保有することとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　　　　　　　　　　㊞

乙　　　　　　　　　　　㊞